

自転車の新たな交通安全対策を求める意見書

昨年度、自転車の死傷者数は約18万人と前年度の約1.4倍、歩行者との事故は2,256件で約4.6倍となっており、加害事故では、重度の後遺障がいや死亡事故の増加が顕著となっている。警察庁は交通安全対策推進プログラムを策定し、自転車の交通違反取り締まりの強化により、警告無視や違反常習者など、悪質・危険な場合は積極的に摘発する方針だが、現状は極めて重大な事故のみにとどまっている。

自転車は運転免許に基づく減点や反則金といった交通反則通告制度がないため、即懲役刑や罰金刑となり、自動車等による違反などと比べバランスを欠くことから、警告のみが実情である。よって、飲酒運転、信号無視、二人乗り、一時不停止、無灯火、歩道走行、並進、右側通行、傘差し運転、複数の幼児座席、携帯やヘッドホンの使用などへの注意や指導警告が年々増加傾向であるものの、効果は出ていない。

そもそも、軽車両は中途半端な位置づけで運転教育もないことから、ルールを守るところか知らないことも多く、事故に対する意識は当然低い。しかし、自転車でも、原動機付自転車の法定速度30キロメートルに達することは容易に可能である。一部自治体や学校では独自に免許制度を導入しているものの、現状は意識ある人のみの啓発にとどまっている。つまり、安全に自転車を運転する側にしても、他者が交通ルールを正しく認識、遵守しないままでは、危険が及んでしまう。

一方では、危険な片手での右左折合図が残っていることや、歩行者絶対優先であっても、車道が極めて危険で、歩道を走らざるを得ない現状がある。防犯登録に関しても、未登録に罰則がないことや、標章が小さ過ぎて登録番号が見にくいこと、ステッカーが簡単にはがれることから盗難が横行し、強制の自賠責保険制度がないことも重なり、当て逃げを助長するなど、現行制度の不備もある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、自転車交通の安全を確保するため、下記の事項について、法改正を含めた規定再構築の調査、検討を強く要望する。

記

- 1 自転車専用レーンの設置や歩道の整備への財源措置を行うこと。
- 2 軽車両の位置づけを見直し、荒川区など先進自治体で実施中の実技指導つき安全運転講習会及び修了証制度を全国的に導入し、運転マナーの向上とルールを周知させること。
- 3 明白な違反について、罰金によらない改善策を新設し、違反を減少させること。
- 4 現状の防犯登録制度から、ナンバープレート型の登録制度に発展させ、あわせて強制加入の自賠責保険制度と加入時点検を、既存のT Sマークと同程度の負担で導入し、当て逃げの抑止、事故時の迅速な補償、安全水準の確保をすること。

- 5 交通実態にあわせてルールなどを改正し、歩行者など交通弱者に配慮する一方、自転車側の安全も確保すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年 9 月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司